

うに法にかんする一定の知識をもつ者が一つの外国法として中国法に接する場合もあるし、中国の歴史や文化について知っている他学部の学生が中国にかんする理解を深めるために中国法に興味をもつ場合もある。もちろん、どの外国法であっても両者の事例は存在する。しかし、日本と中国の文化にかかわる歴史的つながりの存在は、後者の事例にかかわる一定の人口を、他の外国法の場合よりもつねに多く抱えていると見るべきだからである。しかも、文革期に代表されるかつての中国法は法学が独立した意義をもつとはいえず、「政治」分野の部分的付属物ともいうべきものであったのとは違い、今日では、政治、経済、社会、文化の各分野、さらに中国社会全体を理解するためには、中国法の中身を知らなければならない。法秩序の解明は、たんに法に興味をもつものだけの研究テーマではなく、中国社会全体の秩序を理解するための重要なカギを握るテーマとなる時代である。したがって、中国法にかんする知識を得ようとする人口が以前にも増して多数存在することを想定しなければならない。

以上の論点をふまえて本書を振り返れば、今日の中国法研究は、「専門書」としての内容を充実していけばいくほど「入門書」としての性格から離れていくというジレンマを抱えているように思える。たとえば、法の知識はあっても中国を知らなければ、中国法の「専門書」に登場する特異な法制度の存在にとまどうであろう。また、中国を知っている者でも法を知らなければ、専門的な法律用語に直面して難渋するであろう。「わかりやすく」を最重点の要請と考えれば、「専門書」と「入門書」を分けるべきだとするのが、安易ではあるが、一つの結論である。「現代中国法研究」と「現代中国法入門」の区別と統一という課題は、今日の中国社会と中国法の過渡的性格に照応して、中国法研究の現段階も過渡的性格を持たざるを得ないというべきであろうか。

(有斐閣、2000年9月、定価2700円)

#### 【編集後記】

新生『社会体制と法』も本誌ではや第3号の標を刻むに至った。研究会組織の態様も整い、企画委員会の周到な準備のもとに年次全国研究総会も注目すべき成果を挙げつつある。本号特集「体制転換期における市民生活と法」は、2001年6月1日に東京大学社会科学研究所において開催された研究総会での報告と討論を基礎に編まれたものである。1990年代におけるロシアと中国の労働と市民生活の態様について、法的アスペクトを通じて綿密に考察した労作群であり、読者の皆様からの反応を心待ちにしている。

また小特集として、人びとの耳目を集めた東欧革命から12年、ソビエト連邦解散から10年を経た今日、あらためてその意味を問い直すべく、竹森、加藤両氏の論稿をいただくことができた。「東欧」における1944年、56年、68年、80年という12年循環を想起する時、1989年からの12年という節目は、必ずしもNATOやEUへの加盟問題にのみ尽され得ぬと思われる。

本号には書評として、垣見氏による高橋『帝政ロシア司法制度史研究』以下4本を収めることができた。本誌が創造的にして批判的な学的交響空間として成育することを願ってやまない。

(早川 弘道)